

**浦安市子育て短期支援事業の実施に
関する規則の全部改正(案)について**

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和7年4月7日(月)～5月6日(火)

浦安市健康こども部 こども家庭支援センター

意見募集概要

1. 件名

浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則の全部改正（案）について

2. 概要

市では、浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則において、一時的に養育が困難となり保護が必要となった子どもや取り巻く環境の変化により保護が必要となった母子に対して、実施機関において一定期間、支援が行えるように規定していました。今回、子どもと母子に支援の対象者を分け、一時的に保護が必要な子どもに対しての規則を別に定め、この規則においては、緊急一時的に保護が必要な母子が支援実施機関を使用する際の利用内容を定めることとします。

このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

- ・規則案

4. 担当課

浦安市健康こども部こども家庭支援センター

5. 募集期間

令和7年4月7日（月曜日）～5月6日（火曜日）

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所10階）、こども家庭支援センター（健康センター1階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

5月6日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものをこども家庭支援センターへ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市役所こども家庭支援センターへ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則の全部改正（案）について」とし

FAX 047-355-1143、メール kateishien@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。